

保健所設置市感染症予防計画（素案等）の概要（主な取組み等）

- 感染症法改正により、**保健所設置市は、基本指針及び大阪府感染症予防計画に即して、新たに予防計画を策定し、府が設置する「都道府県連携協議会」（大阪府感染症対策部会）において協議することとされた。**
- このことから、**府内保健所設置市（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）においては、それぞれ感染症予防計画（素案等）を作成。**
- 素案等の内容としては、**府の予防計画に即しつつ、感染症法上、予防計画に記載を要する事項及び数値目標が記載されている。**

保健所設置市の策定要否	記載内容		
発生予防・まん延防止	【必須】 全ての保健所設置市において記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症発生動向調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の実施と感染症等に関する情報の収集・分析・公表体制の整備、電磁的な方法による届出の周知 ◎感染症対策部門と各関係部門等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・食品・環境・動物衛生部門や関係機関等と連携した対策の実施 ◎予防接種 <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する正しい知識の普及や情報発信、接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◎患者情報等の公表等 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等を考慮した患者情報の公表（一類感染症及び新興感染症は府で一元化して公表） ◎積極的疫学調査、対人・対物措置 <ul style="list-style-type: none"> ・流行状況把握、感染源や感染経路の究明、就業制限、入院勧告や建物への立入制限等
病原体の情報収集等	【任意】 全ての保健所設置市において記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究 <ul style="list-style-type: none"> ・地衛研等と連携した、感染症対策に必要な情報収集、疫学的な調査、分析及び研究 ・地衛研における感染症及び病原体等の試験検査、情報収集、調査、研究、分析等 (地衛研を有する保健所設置市（大阪市、堺市、東大阪市）における取組み) 	
検査の実施体制等	【必須】 全ての保健所設置市において記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎地衛研等における検査体制の整備と検査機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・地衛研での人員確保等の体制整備の実施・支援（地衛研を有する保健所設置市（大阪市、堺市、東大阪市）における取組み） ・（地独）大阪健康安全基盤研究所との連携確保等、試験検査に必要な対応を実施（地衛研を有しない保健所設置市の取組み） ・地衛研や保健所の検査部門を有する保健所における研修・訓練や検査機器等の設備整備、検査試薬等の確保等 (地衛研又は新興感染症の検査体制を有する保健所設置市（大阪市、堺市、東大阪市、豊中市）における取組み) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地衛研等による検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※新興感染症については、その発生及びまん延に備え、府において、医療機関や民間検査会社等と検査措置協定を締結
医療提供体制	【-】 一部の保健所設置市において記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎一般医療機関における医療提供 <ul style="list-style-type: none"> ・一般的医療機関における感染症医療提供体制確保に向けた関係機関等との連携等 ◎新興感染症の発生及びまん延における医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・府と連携した入院調整（発生当初）や、関係機関等との連携等 ※新興感染症については、その発生及びまん延に備え、府において、医療機関と医療措置協定を、宿泊事業者と宿泊施設確保措置協定を締結 	
療養生活の環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ◎新興感染症の発生及びまん延における委託等による健康観察、生活支援等の実施や相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・委託等による外出自粛対象者への健康観察や生活必需品等の支給等や相談体制の早期整備 	
移送		<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関等と連携した移送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・民間救急等や消防機関との移送に係る協定締結等 ・患者の移送訓練等の実施 	
人材の養成・資質向上	【必須】 全ての保健所設置市において記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症に関する人材の養成・資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や地衛研等における職員等への感染症に係る各種研修の実施等 ・地域ネットワークの活用による医療機関等との連携強化、保健所や感染対策向上加算届出医療機関等による研修支援等 	数値目標 保健所職員等に対する研修や訓練の実施又は参加の回数（年1回以上）
保健所の体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ◎保健所の体制確保 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における人員体制の確保、機器等の整備や外部委託、ICTの活用等を通じた業務の効率化の検討 ◎保健所への応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援対象職員を含めた感染症等に関する研修・訓練やIHEAT要員の確保 ・応援職員やIHEAT要員等の保健所への配置・人材派遣等 	数値目標 保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 (大阪府感染症予防計画（案）に全保健所設置市分を記載)
緊急時における感染症のまん延防止等		<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関との連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・国や府等との連絡体制の確保 ◎一類感染症等の発生及びまん延に備えた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等の整備や特措法に基づく行動訓練等の実施 	
普及啓発等	【任意】 全市で記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民への正しい知識・情報の発信と差別等の解消、相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市民への感染症予防に関する啓発や知識の普及、差別等の解消の取組み、相談体制の整備 	
施設内感染等の防止	【-】 全ての保健所設置市において記載	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等での感染予防や拡大防止 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等への知見等の共有や予防対策の周知等による支援 ・医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等における感染対策の実施等 	

上記の他、一部の保健所設置市において、「宿泊施設の確保（府への協力）」や「感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示」、「特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応」について、府の予防計画（案）に即して記載